

本店に従属する事業所を他省・市に有する場合の納税額の配分について

2022年6月24日 I-GLOCAL CO., LTD. Nguyen Thi Hue

はじめに

従来、ベトナムの個人所得税法において、本社に従属する事業所を他省・市に有する場合の納税額の配分についての規定は不明確であった。2021 年 9 月 29 日付の財務省発行の通達 No.80/2021/TT-BTC は、2022 年 1 月 1 日より施行され、当通達において個人所得税(以下、PIT)の配分に関して規定が発表された。また、本社に従属する事業所を他省・市に有する場合の、付加価値税(以下、VAT)および法人税(以下、CIT)の配分についても、いくつか変更点が追加されている。

本稿では、PIT、VAT、CIT の 3 つの主な税金について、本社所在地外で営業活動を行う事業所を有する場合の納税額配分における変更点をまとめて説明する。

1. 概念

従属する事業所には、支店、駐在員事務所の他、納税者が生産活動および営業活動を行う拠点が含まれる。

2. 一般原則

- 納税額の配分金額は、納税者の納税申告書に記載された納税額を超えてはならない。
- 税金が生じない場合、配分は不要。
- 納税者は、各省・市へ割り当てられた税金に基づき、書類を作成し納税を行う。

3. 各税金の配分に関する概要

	個人所得税(PIT)	付加価値税(VAT)	法人税(CIT)
主な対象	本社所在地で雇用契約書を	-国家経済部門の制度および法令に	従属する事業所が生
	締結しているが、本社とは	基づく建設活動	産施設の場合(加工お
	異なる省・市にある事業所	-従属する事業所が生産拠点の場合	よび組立施設を含む)
	で一時的に働く従業員	(加工および組立施設を含む)、ただ	
		し政令 No.126/2020/ND-C の第 11 条	
		第 1cに指定されている場合を除く。	
配分方法	原則は雇用契約書締結先	a.従属する事業所が建設活動の場合	-生産拠点がある各地
	で源泉徴収される。ただし、	地方へ配分する付加価値税額=地方	方の CIT 額=生産活
	従業員が他の省・市の事業	の売上高(VAT抜)1%	動および営業活動によ
	所に異動、交代、または出	b.従属する事業所が生産拠点の場合	る CIT 額×地方で発生
	向する場合、給与支給日に	(加工および組立施設を含む)	した費用/総額費用



incubate the next	働いていた当該省・市へ全	地方へ配分する付加価値税額―総売	-各費用は風期間中に
	額配分される。	上高(VAT抜)×税率	発生した費用が対象と
		※税率は以下の通り	なり、総額費用は CIT
		→2%(付加価値税率 10%の対象と	優遇措置の対象となる
		なる商品の場合	活動に関連する費用を
		→1%(付加価値税率 5%の対象と	除く。
		なる商品の場合)	-生産活動および営業
		なお、生産拠点が所在する各地方に	活動による CIT 額に
		納付する VAT 合計額が、本社所在地	は、CIT 優遇措置の対
		で納付する VAT 合計額を上回る場	象となる活動に対する
		合、納税者は以下の計算式を適用す	CIT は含まれない。
		る。	
		生産拠点がある地方へ配分する VAT	
		学=本社所在地の納付 VAT 額×地	
		方の売上高(VAT 抜)/総売上高(VAT	
		抜)	
申告方法	-申告期間:月次又は四半	a.従属する事業所が建設活動の場合	-申告期間:四半期
	期毎に申告をする。確定申	-納税は建設請負業者が行う。	-四半期毎の申告書の
	告での調整は不要。	-申告期間:月次または発生時	提出は不要であるが、
	-申告書類:フォーム	建設工事が行われている地方へ納付	生産拠点がある各地
	No.05/KK-TNCN および地方	した VAT は、本社所在地で納付する	方の CIT の仮納付にあ
	税務局が PIT 配分を管理す	VAT と相殺される。	たり税額の計算が必要
	るための付録フォーNo.05-	申告書類:通達 No.80/2021/TT-BTC	となる。
	01/PBT-KK-TNCN(通達	のフォーム No.05/GTGT	-年度末:確定申告を行
	No.80/2021/TT-BTC)	-提出先:建設工事を行う市・省の管	う
	-提出先∶本社の管轄税務	轄税務当局	-申告書類:フォーム
	当局	b.従属する事業所が生産拠点の場合	No.03/TNDN と李鵬税
		(加工および組立施設を含む)	務局がCIT配分を管理
		-申告期間:月次または四半期毎	するための付録フォー
		-申告書類:フォーム No.01/GTGT と地	ム 03-8/TNDN(通達
		方税務局が VAT 配分を管理するため	80/2021/TT-BTC)。
		の付録フォーム 01-6/GTGT(通達	-提出先:本社の管轄
		No.80/2021/TT-BTC)	税務当局
		-提出先:本社の管轄税務当局	

出所:各種資料を基に筆者作成



4. 納税額の配分に関する留意点

4.1 個人所得税を配分する際の留意点

当通達において、従業員が複数地域の事業所で勤務する場合の PIT 配分に関する詳細なガイドラインはないため、企業は PIT の各地方への配分にあたり、配分基準を独自に決定する必要がある。例えば、各事業所での従業員の労働時間や賃金、給与などを基準として定める。

また、各申告期間で従業員の労働時間や賃金が異なる場合、企業は申告期間毎に基準を見直し、PIT 配分額を算出する必要がある。そのため、本社所在地外の地域で勤務する従業員数が多い場合、配分額の計算や調整が煩雑になりやすく、地方への納税手続きを実行するにも時間を要することとなる。

4.2 罰則規定

税務当局の検査・審査により、不当な配分または申告が判明した場合、管轄税務当局は配分額を再計算する。この場合、納税額全体(地方で支払う税額を含む)に対して延滞利息が発生する可能性がある。 なお、延滞利息については、以下 2 通りの見方がある。

- +ケース 1: 地方への配分額のうち、未払いの税額に対して、延滞利息が発生する。
- +ケース 2: 実質的に、納税者は納税義務を完全に履行しているので、地方に対する過払税額の調整に関して、税務当局への要請文書を作成し、延滞利息は発生しない。

罰則規定については、法令上明確に言及されておらず、各地域の税務当局により見解が異なるため、管轄税務当局への確認が必要となる。

おわりに

本社所在地とは異なる市・省に従属する事業所を有する場合の納税額の配分は、各地方税務局の予算調整を目的として行われている。納税額の配分は、納税者によって計算、申告および納税を行う必要があるが、上述の通り、現行法では不明確な点もあるため、対象となる企業においては、管轄の税務当局に確認しながら手続きを実施することを推奨する。